

奈良先端科学技術大学院大学附属図書館研究開発室設置要項

平成10年6月23日

要 項 制 定

(趣旨)

第1条 奈良先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）を
発展させ、より一層の利用者サービスの充実を図るため、附属図書館に研究開発室
を置く。

(業務)

第2条 研究開発室は、次の業務を行う。

- (1) 電子図書館に関する調査・研究
- (2) 電子図書館に関する教育・広報
- (3) 電子図書館に関するソフトウェアの開発・保守
- (4) 電子図書館に関するシステムの維持・保守
- (5) その他技術的事項

(組織)

第3条 研究開発室に、次の職員を置く。

- (1) 研究開発室長
- (2) 助教授 若干名
- (3) 助手 2名
- (4) 技術職員等 1名
- (5) その他附属図書館長が必要と認める職員

(研究開発室長)

第4条 研究開発室長は、本学の専任の教授又は助教授をもって充てる。

- 2 研究開発室長は、研究開発室の業務を総括する。
- 3 研究開発室長の選考は、附属図書館長が行い、学長が任命する。

(事務)

第5条 研究開発室に関する事務は、研究協力部学術情報課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、研究開発室に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成10年6月23日から施行する。